

白川俊介（関西学院大学）

移民正義論（immigration justice/migration on justice）は「国境開放論」と「国境管理論／入国管理論」とのあいだで展開されてきた。「国境開放論」は運の平等主義や基本的人権の理念などに基づきつつ、各人の生のあり方に国境が与える影響の恣意性を指摘し、その正当化はできないと指摘する。他方で、国境管理論は、「自決」に訴えかけることで、国境管理のある程度の正当性を擁護しようとする。

本報告では、この論争のうち、国境管理論に焦点を当て、その議論の妥当性について検討する。国境管理論は概ね、「自決」が入国管理（つまり移民の受け入れの制限）を正当化するという点を前提としており、そういう「自決」の意義を強調することで、入国管理を正当化するという論法を取る。だが、国家ならびにそれに類する集団に自決権があるからといって、その集団がただちに入国管理権を保有するのかどうかは自明ではない。むしろ本報告では、「自決」は入国管理をただちに正当化するわけではない点を指摘し、「自決」が入国管理を正当化するに足る要件について、考察したい。

本報告は次のような道筋をたどる。まず、国境管理論の代表的な論者であるマイケル・ウォルツァー、デイヴィッド・ミラー、クリストファー・ウェルマンの3人の理論家の議論を整理する。3者は論じ方や強調する事柄は異なるが、国家が自決的であるためには、その成員が誰であるかを決定できなければならないという観点から、国家の入国管理権を正当化する。つまり、彼らによれば、国家に自決権があるとすれば、そのことは自動的に国家には入国管理権がある、ということになるのである。

こういう3者の議論について、自決権はただちに入国管理権を導くわけではないと論じたい。ここで参照したいのは、アラシュ・アビザデのミラー批判である。アビザデは、自由民主主義国家において、入国管理という強制力の行使はその影響の下にあるあらゆる人々の民主的な正当性に基づいていなければならないという観点から、入国管理が正当性を持つには事実上グローバルなデモスにおける民主的正当化を必要とする、と主張する。本報告はかかるアビザデの主張には与しないが、本報告にとって、アビザデの指摘は次の点で重要である。すなわち、アビザデの議論から、入国管理権の正当性は国家の自決という国家の内部からだけでなく、外部からもなんらかの形で調達されねばならない、という点が浮かびあがるのである。

では、国家の入国管理権を正当化する「外的な」要件とは何であろうか。本報告で指摘したいのは、国際人権レジームへの貢献要件である。すなわち、国家が入国管理権をみずからの裁量で行使できるためには、国家が国際社会において人権を十分に尊重し、その保護を目的とする国際的なレジームに十分に協力し、貢献することが求められると主張したい。

本報告のねらいは、国境管理論の理論的な精緻化にある。この作業を行うことによって、いわば水掛け論に陥ってしまっている「国境開放論」と「国境管理論」との論争をより適切な議論の俎上に乗せることができるようになると思われる。